

広島県収受	
第	号
- 4. 5. 31	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

事務連絡
令和4年5月31日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

医療用医薬品の市販直後調査に関するQ&Aについて

医療用医薬品の市販直後調査の実施方法等については、「医療用医薬品の市販直後調査の実施方法等について」（平成18年3月24日付け薬食安発第0324001号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知。以下「旧通知」という。）及び「医療用医薬品の市販直後調査に関するQ&Aについて」（令和元年8月8日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課事務連絡。以下「旧事務連絡」という。）によりそれぞれ示してきたところです。

今般、旧通知を廃止し、「医療用医薬品の市販直後調査の実施方法等について」（令和4年5月31日付け薬生安発0531第1号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知。以下「新通知」という。）が発出されたことから、旧事務連絡の内容を見直し、別添のとおり「医療用医薬品の市販直後調査に関するQ&A」を取りまとめましたので、貴管下関係業者に対し周知方よろしくお願ひします。

なお、本事務連絡の発出に伴い旧事務連絡は廃止しますが、Q28で言及している別紙様式については、令和5年5月31日までに機構に提出するものに限り、旧事務連絡の別紙様式を用いても差し支えありません。

また、Q29及び30で言及している電子メールでの提出については、令和4年7月31日までは郵送での提出でも差し支えありません。

